

公演制作にあたって知っておきたい、 契約と著作権の基礎知識

〔日 時〕 平成29年7月12日(水) 18:30～20:30

〔会 場〕 沖縄産業支援センター

〔参加人数〕 22名(受講生20名、関係者2名)



〔講師〕 安藤 和宏 (東洋大学法学部法律学科教授)

1963年、東京都葛飾区出身。フランクリンビヤース・ローセーター、ワシントン大学ロースクール修了、早稲田大学大学院博士課程修了。高校教諭、複数の音楽出版社、北海道大学大学院特任教授を経て、音楽ビジネスのコンサルティングを行う株式会社セプティマ・レイ代表。専門は知的財産法、音楽ビジネス論。『よくわかる音楽著作権ビジネス』など著書多数。

▶ 概要

コンサートや舞台といった公演を実施する際には、主催者と出演者の契約が必要となる。当時者間で公演に関する日程や内容、費用を明確にし、公演を収録した映像の利用などを事前に決めておくことによって、トラブルを回避することができる。本講座では公演の実施にあたり、関係者が最低限、理解しておきたい契約書と著作権の基礎知識を解説する。

●契約の交渉で注意すること

契約とは、当事者の自由な意思によって取り決められる合意のこと。当事者の申込・承諾によって契約は成立する。日本では、ほとんどの契約は口約束でも成立するため、文化芸術の分野では、コンサートの出演や著作権のライセンスといった契約に関して、契約書を交わさず、口約束で行うことが多い。しかしながら、書面がないと「言った、言わない」の争いになりやすいため、できるだけ契約書を締結することを勧める。さらに契約書によって当事者の権利・義務が明確になるため、仕事を円滑に進めることができるというメリットがある。契約交渉の目的は、相手を負かすことではなく、互いに歩み寄り、ウィン・ウィンな着地点を見つけることにある。交渉力で勝っているからといって、一方的に有利な契約を締結すると、優越的地位の濫用や公序良俗に反すると裁判所が判断する可能性があるだけでなく、相手から二度と仕事のオファーが来なくなるおそれがあるため、十分に注意する必要がある。

●電子メールとディール・メモの活用方法

契約書と聞くとそれだけで警戒して、二の足を踏んでしまいがちなため、ディール・メモを活用することをお勧めする。ディール・メモとは、契約内容の基本情報を紙1枚程度(Word等の電子ファイルも含む)にまとめたものである。出演契約であれば、①出演者、②報酬(出演料)、③日時・場所(会場)、④公演時間、⑤あご(食事代)・あし(交通費)・まくら(宿泊費)といった情報を記載する。

さらに、電子メールでディール・メモを先方に送り、相手の同意を得ることができれば、それが契約の証拠になる。ディール・メモは誰でも簡単に作ることができ、契約書の原案の土台にもなるため、大変利便性が高い。契約のトラブル回避のためにもぜひ活用してほしい。

●文化芸術で起きうるトラブルを防ぐ

講座の中盤では、当日安藤氏から配られた「コンサート出演契約書」の雛形を活用して、アーティスト



契約書的具体例をふまえた解説が行われた

に出演を依頼するにあたっての具体的な取り決めのポイントが解説された。

◎出演料・経費

コンサート出演には、本番直前に行われる「リハーサル」もある。「本番」の出演料のなかに「リハーサル代を含むものとする」と記載すると、あとでトラブルにならない。さらに、当日の衣装代やバックミュージシャンの楽器使用料、運搬・メンテナンスなど、どちらが負担するかをしっかりと明記する。

◎健康管理

ツアーコンサートは、メインアーティストもバックミュージシャンも変更が難しいため、「本件コンサート中の健康管理について、十分に注意するものとします」と契約書に記載する。万が一、本人の不注意で出演ができなくなると、債務不履行となり、損害賠償を請求されるおそれがある。

◎肖像権

アーティストは「肖像権」や「パブリシティ権」を保有している。そのため、コンサートのパンフレット、チラシ、ポスター等に出演者の氏名・肖像を掲載する場合には、契約書にその旨を記載しなければならない。

◎映像・音源の二次利用

公演を収録して、DVDとして販売したり、放送・有線放送したり、あるいはインターネット上で配信する場合、契約書には主催者が公演を収録した映像や音源を二次利用できる旨を記載する。バックミュージシャンへの二次利用料は、出演料に上乗せした金額を支払うのが一般的である。

※スマートフォンが普及して、公演中の録音・録画を規制することは難しい。その状況を逆にとり、安藤氏がマネジメントを行うミュージシャン「スネオヘアー」は、コンサート中に撮影やSNSに投稿できる時間を設けて、公演の告知に活用している例もある。

◎不可抗力

沖縄では台風が多いが、そうした自然災害など（天災

地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、その他不可抗力）に関する事項でコンサートが中止になった場合、お互いに責任を負わない旨を記載する。

●著作権について

日本と海外では契約に関する法律が異なる。例えば、アメリカは著作権の譲渡について、書面での契約が求められる。一方で、日本でのエンターテインメント産業における契約は著作権の譲渡を含め、口頭契約が認められている。このように外国との取引については、十分に注意する必要がある。

また、演劇の上演に際しても、さまざまな関係者から権利の許諾を得る必要がある。劇作家・脚本家が持つ台本・脚本の上演権、舞台美術家が持つ舞台美術や意匠の複製権や翻案権、振付師が持つ振付の上演権など、ケースに応じて事前に許諾を得ることが大切である。

●日本と海外の契約の特色

会場から、「外国の音楽を使った際に、JASRACと他国との権利主張はどうなるのか」と質問があった。それぞれの国ごとに音楽著作権を管理する団体があり、管理方法も異なる。それが音楽著作権の正確な理解を妨げている要因でもある。例えば、JASRACは2014年4月1日に著作権信託契約約款を改正し、演劇のテーマ音楽や背景音楽について、音楽を依頼した公演の製作者または主催者が使用する場合、上演における著作権使用料の免除を受けられるようになった。しかし、外国の作家に依頼した楽曲が使用料免除を受けられるかどうかは、ケース・バイ・ケースのため、必ず外国の作家を通して、作家が所属する海外の著作権団体に確認する必要がある。諸外国と契約を結ぶときに、知っておきたい法律についても解説があった。



講座風景

会場から多くの質問が挙がった

